

第3回検討委員会でいただいたご意見と対応

ご意見	対応
・ 公契約条例の遵守を事業者に誓約させるだけでなく、遵守状況を確認するなど、他都市の取組も参考にしながら、実効性を担保するために市として実施可能な方策を検討する必要がある。 ・ 条例違反等についての情報提供を受け付ける環境があると良いのではないか。	・ ご意見を踏まえて、遵守方法を確認する取組として、誓約内容についての根拠資料を、誓約書と合わせて求めることといたしました（【資料2】誓約書（案）参照）。 ・ また、条例違反等についての情報提供を受けた場合の対応については、事業者に対する立ち入り調査や聴き取り調査の実施を検討いたしましたが、労働関係法令の権限がない中で調査を実施した場合、法令違反行為の処分等を行う権限のある行政機関の調査の妨げになる恐れがあることから、必要に応じて、法令違反行為について処分権限等を有する行政機関をご案内することといたします。 なお、前述の内容を踏まえ、調査こそできないものの事業主や労働者からの労働相談を受けるために市に設置されている窓口も活用することにより、悩みを抱える当事者に対し丁寧な対応ができるよう努めます。 ※本取組について、取組方針の3-(2)、4-(2)、4-(3)に記載いたしました。
当該業務が公契約に係る業務であることを、労働者や下請け業者へどこまで周知するかなど必要性も含め、効果的、効率的な方法を他都市の取組も参考にしながら工夫する必要がある。	ご意見を踏まえて、他都市の状況を確認しましたところ、当該業務が公契約に係る業務であることについて、下請け業者も含めて周知を行うなど、多くの自治体が条例の周知に注力しておりました。 条例の効果を発現するため労働者はもとより下請け業者も含めて条例の目的や基本理念を正しく認識する必要があることから、本市においても下請け業者に対し、当該業務が公契約に係る業務であることを周知することといたします。 周知方法については、元請業者が下請け業者に説明するためのリーフレットを作成することで効率的に周知を促進いたします。 更に、元請業者を通して、下請業者へ業務を実施する作業場所の見えやすい場所にポスターを掲示するよう求め、周知を促進していくことといたします。 ※本取組については、取組方針の1-(4)、1-(5)に記載いたしました。

ご意見	対応
取組方針（案）の構成について、これまで検討してきた条例の実効性を担保するための方策である「基本理念の周知」であるとか「誓約書の徴取」など、熊本市の独自性のある取組を具体的に記載してはどうか。	ご意見を踏まえて、条例の実効性を担保するための方策を取組方針（案）として位置づけ、具体的な内容を記載いたしました。
取組方針は誰に向けて発信するものであるかを明確にしてはどうか。	ご意見を踏まえて、取組方針（案）の「はじめに」を次のとおり修正し、取組方針は事業者等に向けて発信するものであることを明確にいたしました。 ※修正案 この取組方針は、こうした条例制定の背景を踏まえ、発注者としての本市が実施する具体的な取組を定め、事業者等に法令の遵守を促すことで条例の実効性を確保するものである。
取組方針（案）には、「関係機関との連携」など、重複するような記述もあるため、シンプルな体裁となるよう精査する必要がある。	ご意見を踏まえて、取組方針（案）の内容を精査し、次のとおり重複する内容を削除しました。 ※ 6-(1)-イ-(キ)は、4 の関係機関との連携と重複するため削除。 6-(2)-ウ-(エ)は、6-(2)-ウ-(ア)と重複するため削除。 6-(4)-イ-(イ)は、6-(4)-イ-(ア)と重複するため削除。